

様式第1号(第5条関係)

会議概要

| | |
|-----------|--|
| 会議の名称 | 令和4年度第3回久喜市国民健康保険運営協議会会議 |
| 開催年月日 | 令和4年12月27日 火曜日 |
| 開始・終了時刻 | 午後1時15分から午後2時32分まで |
| 開催場所 | 久喜市役所4階 大会議室 |
| 議長氏名 | 宮澤幸一 |
| 出席委員(者)氏名 | 青山淳子、板橋文夫、大久保礼子、塚野由美子、平井勝、吉川祐子、足立節子、遠藤厚子、小林雄二、島田智恵子、宮澤幸一、片桐雅也、廣瀬実、栗原美紀子 (以下書面参加) 山中佳代、吉田信一、後藤英伸 |
| 欠席委員(者)氏名 | 吉野輝雄 |
| 説明者の職氏名 | 榎本正則 市民部参事兼国民健康保険課長 加藤真奈美 国民健康保険課課長補佐兼保険税係長 小川勝一 収納課主幹 森岡秀文 国民健康保険課課長補佐兼給付係長 |
| 事務局職員職氏名 | 小澤敦子 市民部長 山田 誠 市民部副部長 榎本正則 市民部参事兼国民健康保険課長 森岡秀文 国民健康保険課課長補佐兼給付係長 加藤真奈美 国民健康保険課課長補佐兼保険税係長 大熊謙児 国民健康保険課課長補佐兼国保管理係長 小川勝一 収納課主幹 |
| 会議次第 | 1 開会 2 会長あいさつ 市長あいさつ 3 議題 諮問事項 (1) 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(国民健康保険税率及び賦課限度額の改正) |

| | |
|------------|---|
| | <p style="text-align: center;">について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉 会</p> |
| 配布資料 | 資料1 国民健康保険税率及び賦課限度額の改正について |
| 会議の公開又は非公開 | 公開 |
| 傍聴人数 | 1人 |

審議会等会議録

| 発言者 | 会議のてん末・概要 |
|---------|--|
| 事務局（榎本） | <p>ただ今から、令和4年度第3回久喜市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、出席委員につきましてご報告申し上げます。</p> <p>委員18人中、出席者17人、欠席者1人でございます。なお、書面参加により賛否の意見を表明していただいている委員3人についても出席者として算入してございます。</p> <p>したがいまして、久喜市国民健康保険に関する規則第5条の規定により、委員の出席数が過半数を超えておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>本会議につきましては、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により、公開としておりますことを申し添えます。</p> |
| 事務局（榎本） | <p>それでは、初めに宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 宮澤会長 | <p>（あいさつ）</p> |
| 事務局（榎本） | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、梅田市長よりご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 梅田市長 | <p>（あいさつ）</p> |
| 事務局（榎本） | <p>ありがとうございました。続きまして、梅田市長から当協議会に諮問をさせていただきます。</p> |
| 梅田市長 | <p>（諮問書を読み上げ、宮澤会長に手渡す）</p> |
| 事務局（榎本） | <p>ありがとうございました。</p> <p>梅田市長におかれましては、公務のため、ここで退席とさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>（市長退席）</p> |
| 事務局（榎本） | <p>それでは、ただいま諮問書の写しをお配りしますので、少々お待ちください。</p> <p>（諮問書の写しを委員へ配布）</p> |
| 事務局（榎本） | <p>それでは、議事に入る前に、資料の確認をしたいと存じます。</p> <p>（配布資料確認）</p> |

事務局（榎本）

なお、本日は、議題となります諮問事項の「久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の審議の中で、収納関係の確認や質問等があった場合に、お答えができますように、収納課職員の小川主幹に同席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、諮問事項の「久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、次回の会議でもご審議いただく継続審議となります。審議をより深めていただくため、会議終了後に、本日の会議で出せなかったご意見やご質問等がございましたら、ただ今配布した意見書にご記入いただき、1月10日までに事務局あてに郵送またはFAXにてお送りください。お送りいただいたご意見等につきましては、次回の運営協議会で報告し、審議内容に反映させていただきますので、よろしくお願いいたします。

よろしければ、会議に入ります。

久喜市国民健康保険に関する規則第4条第1項により、議事進行を会長にお願いしたいと存じます。

宮澤会長、よろしくお願いいたします。

議長（宮澤会長）

それでは、次第3の議題に入ります。円滑な議事進行について、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

なお、書面参加による委員の賛否の状況については、本日の追加資料のとおりでございますので、ご確認ください。

初めに会議録署名委員を指名させていただきます。

今回は、吉川委員、足立委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

諮問事項の(1)「久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（加藤）

（資料1に基づき説明）

議長（宮澤会長）

それでは、ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

小林副会長

事務局からの説明については、概ね理解しました。

今回の税率改正案を提案するに至った理由と税率の根拠について、もう一度具体的にお伺いできればと思います。

事務局（加藤）

まず税率改正に至った理由ですが、基金残高がかなり不足してきているということで、今年度につきましては、秋に県

から示される納付金の仮算定の金額及び保険税必要額を待って、それらの状況によって税率改正が必要かどうかを判断するというところで注視をしてきたところでございます。

実際に、県から示された納付金の仮算定の金額に対しまして、現行税率で試算をしましたところ、現行税率のままでは、約3億9千万円程の不足が見込まれるということで、このたびの税率改正に至った次第でございます。

次に、改正案の税率の設定についてですが、税率を急激に上げるのではなく、まずは残っている基金をすべて活用させていただき、できるだけ税率の上昇を抑えるということを基本的な考えとして持っております。県から示されております標準保険税率に設定すれば、必要な保険税額が確保できるということではありますが、いきなり標準保険税率に合わせますと被保険者にとって急激な負担増になりますので、今後、令和9年度の埼玉県の保険税の準統一までに、県が示す水準に少しずつ近づけていけるように税率の設定をさせていただいたところでございます。

小林副会長

わかりました。必要な保険税額というのは、毎年、納付金に応じて変化してくる状況ということですが、そのたびに税率の見直しの手続きが必要になってくるという理解でよろしいのでしょうか。今回はこのぐらいだけれど、次回は県から示される納付金の額によって、また税率も変わっていく、そういう理解でよろしいですか。

事務局（加藤）

はい。おっしゃる通りでございます。資料の中にもございますように、県から示される納付金と必要な保険税額というものが毎年かなり変動しますので、今回、税率の改正をさせていただいた場合であっても、来年秋の納付金の仮算定の状況を見させていただいて、今回設定した税率でそのまま納付金を賄えるようであればいいのですが、不足が生じるということになれば、今回同様に税率改正の検討が必要になってくると思います。

小林副会長

わかりました。ありがとうございます。

議長（宮澤会長）

他にございますか。

板橋委員

13ページの税額の試算モデルケースのところ、収入金額が1人世帯だと200万円、2人世帯だと200万円と100万円、合計300万円の世帯をモデルケースとして選

事務局（榎本）

んでおりますが、これは、対象者の上位から何%とか下位から何%というのがあるのですか。また、この200万円で区切った理由を教えてください。

久喜市の国保世帯につきましては、2人以下の世帯が全体の約90%を占めておりますことから、2人以下の世帯をモデルケースとして選ばせていただいております。

また、所得が300万円以下の世帯が国保世帯全体の84%を占めておりますことから、所得300万円以下の世帯をモデルケースとして選ばせていただいております。

加えて、3番については、子育て世帯でどのような影響があるかお示しするために、選定をさせていただきます。

板橋委員

ありがとうございました。

議長（宮澤会長）

他にございますか。

平井委員

前回の会議で、11年間税率改正を行ってこなかったとの説明がありましたが、こうした中、埼玉県が示した運営方針によって、今回やむをえず税率改正をせざるをえない状況になったということだと思います。

国保の県単位化前までは、国保財政は、法定外の一般会計からの繰り入れにより、長い間支えられてきた訳ですが、県単位化後の現在は、法定外の一般会計からの繰り入れは罷りならぬということで、こういう手法しかないかなという感じで聞いておりました。

私がお伺いしたいのは、基金残額が見込まれる1億8千万円と前年度繰越金が見込まれる1億5千万円を全額活用した上で、税率改正をしていこうというご説明でしたが、基金や繰越金は変動する可能性もあり、万が一、基金や繰越金が見込みより少なくなってしまう場合、納付金の財源が足りなくなるのではないかという不安があります。

それから、今回の税率改正を行って、しばらくの間は税率改正をしなくて済むのか、あるいは、すぐに再度、税率改正をすることになるのか、何年ぐらいの間隔で税率の見直しを行っていくのかをお伺いしたいと思います。

また、今回、基金の全額を投入するということですが、今後、基金の扱いはどのようになるのか、その辺のところもお伺いできますか。

事務局（加藤）

基金を全額繰り入れることにつきましては、今回の税率改正において急激な負担増とならないように、全て活用できるものは充てさせていただくという判断をさせていただいたところでございますが、今後、納付金の不足分の補填を基金に頼ることができなくなってまいりますので、県の保険税水準の準統一化に向けまして、毎年県から示される納付金の状況を見まして、必要に応じた税率の見直しは、その都度必要になってくるものと考えております。ただし、決算の際に、剰余金が発生した場合には、基金の積み立てをさせていただき、収支不足に備えていきたいというふうに考えております。

今後の税率改正の見直しにつきましては、やはり毎年納付金の状況に大きく左右されてまいりますので、なかなか見通しが難しい状況でございますので、毎年ぎりぎりまで納付金の状況を待って、被保険者皆様のご負担がなるべく大きくなるような見直しをさせていただければというふうに考えております。

平井委員

それから、もう1点ご質問させていただきたいのですが、13ページのモデルケースで、改正案の税額は、どちらの税率を用いて算定したものでしょうか。

事務局（加藤）

13ページのモデルケースでお示ししている改正案の税額ですが、11ページでお示ししております税率改正案の税率を実際に用いて算定した税額をお示ししているものです。

議長（宮澤会長）

先程の平井委員さんからのご質問に対する回答で気になったのですが、仮に今回税率改正を行ったとして、急激な負担増をさせないために、繰越金や基金を全額活用して、最低ラインの税率を設定しましたが、仮に必要な保険税額が足りなかった場合、不足分を補填するための繰越金や基金はなくなってまいります。こういった場合はどのように対処するのでしょうか。

事務局（加藤）

失礼いたしました。万が一、保険税額が不足するという事になってしまった場合、埼玉県の方で貸付の制度がございます。緊急の場合には貸し付けを受けることが可能です。

こちらにつきましては、3年間で無利子ではあるのですが、3年間で返済しなければならぬということがございますので、その場合には、もしその貸し付けを受けた場合には、

| | |
|----------|--|
| | 返済分も含めた形で税率について見直しをしていかなければならないことにはなりますが、緊急の場合にはそういった対応も可能です。 |
| 議長（宮澤会長） | わかりました。他にございますか。 |
| 小林副会長 | 今日は収納課の方もいらっしゃっているということで、今回の改正案の税率の試算に当たりまして、令和5年度の収納率の目標数値は何%を見込んだのかお伺いしたいです。 |
| 事務局（小川） | 収納課でございます。 特に現時点で令和5年度の収納率の目標数値は定めてはおらないところです。 |
| 事務局（加藤） | すみません。補足ですが、今回税率の試算をするにあたりましては、令和3年度決算の時点での収納率をもとに試算を行っている状況です。 |
| 小林副会長 | わかりました。現在の久喜市の収納率は、県内でどのような状況になっているのでしょうか。 |
| 事務局（小川） | 久喜市の令和3年度の収納率ですが、94.01%でございます。市町村平均値が93.75%でございますので、平均よりも若干上回っているような状況でございます。 |
| 議長（宮澤会長） | いずれにしても一生懸命保険税を納付している被保険者にしわ寄せがないように、94.01%の収納率で安心しないで、当然100%が目指すべき方向なのだろうと思いますが、引き続き、収納率向上対策に努力していただきたいと思っております。 この税率改正というのは、すごくナーバスなものなので、納付している被保険者にとって、資力があるのに納付していない被保険者がいることに疑問を感じてしまうので、しっかりと収納率向上対策に取り組んで欲しいと思っております。 |
| 遠藤委員 | 他にございますか。 今、物価の高騰が止まらなくて、値上げが続いていて、どのお宅でも大変な状況かと思われるのですが、今回の税率改正で、特に低所得世帯の方の負担が増えてしまうのが大変だと思うのですが、低所得世帯に対する軽減措置はどのようなになっているのでしょうか。 |
| 事務局（加藤） | 資料の14ページにも、改正後の軽減の状況というものを掲載させていただいております。 確かに、低所得世帯の方については、均等割が上がります |

と、ご負担が上がってしまう状況でございますが、今回はこうしたご負担をなるべく抑えるために、基金を全額活用させていただいております。また、委員さんからのご質問にありましたように、低所得世帯の方には、均等割の負担を抑えるために、7割、5割、2割の軽減措置が適用されることとなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

遠藤委員
議長（宮澤会長）
足立委員

わかりました。

他にございますか。

資料の中で、基金残高がどんどん減っているのが分かりますが、3年ぐらい前の基金がまだある状態で税率改正をさせていただいているとよかったかなと思っております。

ここで基金を全部使ってしまうということで、これから税率を上げていかなければならないのですが、早め早めに上げていただいて、子や孫の世代の負担が増えないようにしていただきたいと思っております。

事務局（加藤）

これまでは、保険税の不足に基金を充てさせていただき、ある程度の基金残高を維持しつつ、税率を据え置いてこれたわけですが、特に令和3年度、令和4年度と納付金が急激に上がってしまったことにより、基金も急激に減ってしまったという事情がございます。今回は11年ぶりの改正となってしまいますが、基金で賄える内は、できるだけ被保険者の負担増にならないようにとの判断でございましたので、ご理解いただければと思います。

議長（宮澤会長）
板橋委員

他にございますか。

先程、会長が100%の収納率を目指した方がとのお話がありました。私も同感です。ただ100%というのは、実際は大変難しいと思っております。

久喜市の収納率が94.1%だとすると、6%の方が納めていない形になるのですが、その6%の方というのは本当に納めることができないような低所得の方なのか、それともそうでない方なのか。その内訳というのは、どのように調べられているのか教えていただけますか。

事務局（小川）

収納課といたしましては、まずは自主的なご納付をお願いするということで、期別内にご納付いただけない方には督促状をお送りしまして、それでもご納付のない方には、1年間に5回、催告書にて未納の税額をお知らせする文書をお送り

させていただき、納税が困難な方には、来庁の上、納税のご相談をしていただけるように促しているところでございます。

何のご相談もなかったり、納税が進まないというような状況が続いている方につきましては、財産の調査として、預金や生命保険等の納税に充てることのできる財産を調査させていただいて、ご納付がない方には差し押さえ等の措置を取らせていただいているところでございます。

しかしながら、差し押さえにいたるような財産もない真に生活困窮されているような方には納税の猶予をするような制度を適用するなどして、税額の圧縮、未納の解消に努めているところでございます。

板橋委員

お話はよく分かったのですが、私が伺いたいのは、低所得者で生活困窮している人にあまり督促をするのは、私は賛成ではないのですけれども、財産がありながら納付をしていない方はどの程度の割合いるのでしょうかということをお伺いしたつもりなのですが。

事務局（小川）

現年で納付がない部分に関しては、滞納繰越分ということで、ここには表れてこない部分なのですが、過年度の未納分も管理を続けておりますので、その後、滞納処分等で納付に繋がっていくような形になるかと思えます。

板橋委員

すみません。その割合というのがどの程度なのかを、大まかでもお伺いしたかったんです。

例えば、納付していない6%の内、5%はもう本当に生活が厳しいということであれば、それは社会で何らかのことをしていかなければならないわけですが、そうではなくて財産があるのに納付しない方というのは、どの程度いるのかを私はお聞きしたのですが。

事務局（小川）

単純に納税資力があるのに納付されていない方の数字は算出したことがないのですが、資力があるのに納付されていない方というのは、差し押さえ等によって、処分されているものと理解しております。

板橋委員

すみません。私が伺いたいのは、どの程度の割合であるのかということをお聞きしたいんです。そこを把握されているのか、されていないのかということです。

その割合の把握をしないというのでは、それは調査にならな

議長（宮澤会長）

いのかなというふうに思ったものですから、お聞きしました。

今の説明で、資産のある方については、差し押さえをしているということですね。

その差し押さえをした事例というのは、何件ぐらいあったのですか。

それは資産があったからやったわけですね。資産がない人には差し押さえはできないのだから。その割合はどのぐらいですか。その辺を教えてください。

収納率94%の残りの6%が何人で、うち差し押さえをしたのが何人いるのか、それはわかりませんか。

事務局（小川）

令和3年度の差し押さえの件数ですが、国保税に滞納のある方は333件でございました。

内訳といたしましては、不動産が6件、預貯金が135件、給与が99件、生命保険等が58件、国税の還付金が8件、その他27件でございます。

議長（宮澤会長）

差し押さえしたのが333件というのは、6%のうちの何%になるのですか。要は、6%は何人いるのですか。

事務局（小川）

令和4年の5月31日現在の国保税の滞納者といたしましては、3,470人でございます。

議長（宮澤会長）

そうすると、滞納者の約1割が差し押えの対象となったということよろしいですか。

事務局（小川）

その通りでございます。

議長（宮澤会長）

この件については、次回、継続審議ということなので、調べられる範囲で調べていただいてご報告いただけますか。

滞納者の6%の内、資力がなく本当に納付できないという方もいるでしょう。一方で、資力があるのに納付されない方はどのぐらいいるのでしょうか。それは何%に当たるのですか。調べられる範囲で結構ですが、その辺を次回、お示しただければと思います。

他に何かございますか。

青山委員

今まで、皆さん、税を上げることで意見が進んでいるように思うのですが、税を上げない施策というのを、市ではやってきたと思うんですね。税を上げないで済むようにということを考えて、施策をやってきたと思うのですが、その結果が出なかつただけで、その結果を出すためのことをみんなで考えていったらどうかなというふうに思いました。

例えば、医療にかからなくて健康的に過ごすにはまず食事のことは大事だと思います。食育、それから運動も大事だと思います。

市の方で色々そういう方策を練って、色々企画はしていると思うのですが、伝わっていないと思うんですね。企画はいいけど、告知がうまくいってなかったりして、参加する意欲が湧かないというのはそこにあると思います。

まず予防的なことをもっと進めていって、医療費をかけなくてもいいように、健康でいられるようにする。しかも、子供たちは、コロナによって運動不足で、それから10代の子供たちは、閉鎖的な学校生活をずっと続けてきました。私達の年齢はもうかなり色々な経験をしてきているので、そんなにいいと言ったら失礼かもしれませんが、私は若い方に色々なことを譲っていきたいと思うんですね。経験したことを伝えたいと。特に食育のことは、やっぱり両親から教えてもらったこと、特におばあさんとか、母親から教えてもらったことを私たちの世代が教えていかないと、食育ってなかなか今の若い人たちのカロリー計算だけではうまくいかないと思うんですね。

少し長くなって申し訳ないのですが、先日、高齢の方にたまにはいらっしゃいと言われていたので、たまたま2、3日前に行きましたら、体調を崩されていて、私自分の昔の経験から、冬は冬の野菜を食べて、お腹を温めてというのをずっと母とかおばあさんから伝え聞いていたので、それがとても大事ですということを伝えたら、その次の日の夜に電話がかかってきて、「おかげさまでそうでした。とてもよかったです。」とお礼の電話をいただきました。

こういうことは、市の方で、そういうある程度高齢の方、それから本当に食事のことに詳しい方、そういう方をお招きしてやるというのも、一つの方法かなと思います。

今までの企画をなるべく税率上げないようにしながらやっていただければ私は嬉しいです。

ご意見ありがとうございます。まさにその通りで、税を上げるからには、やはり皆さんが納得いただけるような制度運営にしていかななくてはいけないというところがあると思います。

事務局（榎本）

やはり、いかに医療費を適正にしていくかということがすごく重要でありまして、予防ということで、今委員さんに仰っていただいたような食育の取り組みですとか、これは市の方でもやっていますし、あと国保事業としても健康づくり事業を行っておりますので、関係部署とも連携をとりながら、医療費適正化にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（宮澤会長）
小林副会長

他によろしいですか。

すみません。時間も過ぎたところですが、今回の諮問事項に入っている中で、賦課限度額の改正がありますので、これについても触れておきたいと思います。

来年度に初めて限度額が100万円を超えるような形になると思うのですが、限度額を上げるということは、中間所得者層の方の負担を平準化させるというのが狙いだと思います。

この限度額について、国の動きはどのようになっているのでしょうか。また限定額に該当する件数もわかりましたら併せてお伺いします。

事務局（加藤）

限度額に該当する件数につきましては、今数字を持ち合わせていないので、次回までにご用意させていただければと思います。

今後の動きですが、国の社会保障審議会医療保険部会というところで、来年さらに2万円を引き上げるというようなお話も出ているところでございます。

久喜市につきましては、これまで国の税制改正の1年遅れで順次引き上げをしてきたところでございますので、国の状況を注視しまして、来年上がるということであれば、その次年度に限度額の引き上げについてまたご審議させていただければと思います。

小林副会長

わかりました。件数については次回教えてください。よろしくお祈いします。

議長（宮澤会長）

他によろしいですか。

本議題につきましては、継続審議となりますので、次回の運営協議会におきましては再度ご意見等をお伺いしたいと思います。

事務局（榎本）

一つだけ補足させていただいて、よろしいですか。

本日お配りをした埼玉県国民健康保険運営方針がどのようなものか、簡単に説明をさせていただきます。

2ページにこの運営方針の根拠規定として、国民健康保険法に基づいて策定されているということが記載されております。

策定が令和2年の12月11日、対象期間が令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間で、今後見直しの時期がやってくるようになっております。

本方針の目指すべき方向というのは、簡単に言ってしまうと、先程、担当からの説明があった通り、令和6年度において、まずは納付金ベースの統一を図りましょうということになっております。そして令和9年度に準統一と言いまして、いわゆる収納率格差以外を統一しましょうという方向性が出ております。それぞれ各市町でどれぐらいの税率を設定すれば、県として財政が賄えるかという標準保険税率というものが示されておりますので、それに各市町村が近づけていくという流れになっております。

そして、国の方でも保険料水準統一を加速させていくために、保険料水準統一加速化プラン（仮称）というものを策定する方針が固められております。

これは、都道府県の国保運営方針の対象期間が、令和6年3月31日までとなっているため、令和6年度からまた新たに都道府県の国保運営方針が改定されることを踏まえまして、国としても、全国の保険料水準統一の加速化を推進していきたいということで策定されるものでございます。

今後、保険税水準の統一に向けて、今まで一般会計からの法定外繰り入れにより赤字補填をしてきた団体は早期にその解消に努めていくということになりますので、埼玉県の場合は、令和9年度が準統一の年となりますので、それまでにこれから急激に税率を上げていかなければならない自治体がかかり出てくるのではないかというふうに考えられます。

そうならないように、基金を全額投入し、毎年被保険者の負担をなるべく抑えながら、それでも足りない部分を税率改正していくという方向で動いております。それと同時に、毎年、埼玉県から示される標準保険税率に少しずつ段階的に近づけていくという方向になるかなというふうに思っていま

すので、その点も踏まえまして、次回、また継続でご審議をしていただければありがたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（宮澤会長）

今、課長さんがおっしゃる通り、もともと国保の県単位化の前提としては、保険税水準の統一というのがありますので、これは埼玉県、久喜市だけでの問題ではないので、そういったことを踏まえて、次回また継続審議でございますので、皆様から色々なご意見等をお伺いして、取りまとめていきたいと思っております。

それでは3の議題については以上でございます。

次に次第の4、その他について事務局から何かございますか。

事務局（森岡）

私の方からは、新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金の支給の関係で、皆様にご報告をさせていただきたい点がございます。

久喜市国民健康保険に関する規則の一部を改正したことについて報告させていただきます。

久喜市国民健康保険に加入している被用者、会社勤めでお給料をいただいている方になりますけれども、新型コロナウイルス感染症に感染、もしくは感染した疑いで療養のために仕事に行くことができない場合に傷病手当金の方を支給させていただきます。

適用期間ですけれども、国からの通知に基づきまして、久喜市国民健康保険に関する規則で定めておりますけれども、延長の措置が続いておりまして、現在、令和5年3月31日まで延長させていただきます。

令和4年度の実績になりますけれども、12月26日現在、昨日時点になりますけれども、申請件数が66件。支給件数が65件。不支給の決定をさせていただいたのが1件。支給金額が200万7,847円という金額になっております。

最近の感染状況におきまして、また相談が今増えている現状がございます。

私の方から報告は以上になります。よろしく願いいたします。

議長（宮澤会長）

他にございますか。

事務局（榎本）

事務連絡でございます。

次回の当協議会の開催予定でございます。

今月の中旬頃に開催通知を郵送させていただいたかと思いますが、来年の1月16日月曜日、13時15分からの開催予定でございます。

ご審議いただく内容は、先程からお話があります本日の継続審議となります国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議題の他、令和4年度補正予算、令和5年度当初予算などについてご審議いただく予定でございます。

開催に当たりましては、1週間前に資料を送付させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（宮澤会長）

それでは、これで本日の議事は全て終了いたしましたので、以上で議長の任を解かせていただきたいと思います。

議事進行にあたり、委員の皆様のご協力に深く感謝申し上げます。進行役を事務局にお返ししたいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

事務局（榎本）

宮澤会長におかれましては、長時間にわたり議長をお務めいただき、ありがとうございました。

それでは閉会に当たりまして、小林副会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

小林副会長

（あいさつ）

事務局（榎本）

それでは、以上をもちまして、令和4年度第3回久喜市国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。本日は、大変お疲れ様でした。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年1月24日

署名委員氏名 吉川 祐子

署名委員氏名 足立 節子